

[6] 大阪府重度障がい者在宅生活応援制度 身 知

概 要	<p>常時複雑な介護を必要とする在宅の重度障害者の介護者に対して給付金を支給することにより、介護者の負担の軽減を図ることを目的とする制度です。</p>
対 象 者	<p>(1) 府が実施する療育手帳制度により障害程度が重度で、かつ身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた人</p> <p>(2) 子ども家庭センターまたは障害者自立相談支援センターで重度の知的障害の判定を受け、かつ身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた人</p> <p>※同居、大阪府内（大阪市・堺市は除く）在住が条件</p>
手 当 額	<p>月額10,000円で、毎年1月、4月、7月、10月の年4回に分けて支給されます。</p>
支 給 制 限	<p>(1) 施設等に入所しているとき・病院に入院しているとき</p> <p>(2) 特別障害者手当を受給しているとき</p>
必要とするもの	<p>給付金認定申請書等(手帳未所持者は、判定書が必要)</p> <p>身体障害者手帳の写し</p> <p>療育手帳の写し</p>
窓 口	<p>障害福祉課</p> <p>電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494</p>